平成２１年（フ）第３６２６号
札幌市厚別区厚別中央４条５丁目６番８号
債務者　小岩　絹子（旧姓加納）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６５２号
札幌市西区発寒11条２丁目３番15号
債務者　藤浦　貴裕
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６９０号
札幌市北区屯田４条１丁目４番25号
債務者　須川タツ子（旧姓生瀬）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７０６号
札幌市白石区菊水元町６条１丁目10番23号
リバーサイド飛鳥101号
債務者　水上　惠子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７１９号
北海道江別市朝日町32番地の13
債務者　錢谷　敏枝（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７２５号
札幌市豊平区水車町７丁目６番11号　コーポ滝川Ｃ―203号
債務者　畠中　花梨
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７４７号
北海道恵庭市黄金北４丁目６番地の13
債務者　大野　貴子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７５５号
札幌市北区北34条西５丁目１番20―403号
債務者　平田恵利子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７７３号
札幌市厚別区青葉町３丁目２番７―704号
債務者　宮武美千子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７８０号
札幌市白石区北郷８条３丁目５番24号　奥村マンション202号
債務者　高木ひとみ
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７８７号
札幌市南区川沿９条２丁目２番５号　ウィンディア藻南Ｂ201号
債務者　市川　佳恵（旧姓小林・西村）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８９２号
札幌市西区二十四軒３条６丁目２番３―105号
債務者　桑原　直美
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４６０号
群馬県藤岡市岡之郷496番地４
債務者　坂西　　梢
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４６１号
群馬県高崎市高関町129番地７
債務者　高橋　初江
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４６６号
群馬県富岡市富岡594番地１　酢之瀬市営95―１―27
債務者　瀬間　義孝
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第６１９号
埼玉県坂戸市大字厚川63番地１　ブランシュ一本松401号室
債務者　本田由香里（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７３４号
埼玉県坂戸市三光町36番地16　ダイアパレス坂戸702号室
債務者　柳田　浩行
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部